

令和8年度人権啓発事業補助金募集要項

1 事業の趣旨

(1) 目的

県民の人権意識を育み、県民一人ひとりが尊重される社会づくりを推進するため、県内の法人が講演会・研修会を実施する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

(2) 事業の実施方法

令和8年度人権啓発事業補助金交付要綱に基づき、企画提案を募り、選考を経て事業を決定し補助します。

2 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすもので、予算の範囲内で知事が認める事業とします。

- (1) 人権問題に対する正しい知識の普及と理解を促進し、人権尊重意識の高揚を図る事業であること。
- (2) 千葉県内で、広く県民の参加を募って開催する参集型又はオンラインによる講演会・研修会事業であること。
- (3) 補助対象者が自ら企画して行う事業であること。
- (4) 当該年度内に事業が完了するものであること。

ただし、上記の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象としません。

- ① 国又は県の支出する補助金等の交付を受ける事業
- ② 宗教的活動に関する事業
- ③ 政治的活動に関する事業
- ④ 公序良俗に反する事業
- ⑤ 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求する事業
- ⑥ 法人の構成員のみを対象とした事業
- ⑦ 参加者から参加のための費用を徴収する事業

3 補助対象経費

補助金交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち報償費、賃金、旅費、需用費（会議費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（損害保険料、通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料、手数料）、使用料、及び賃借料とします。

4 補助金限度額

1事業当たり600,000円以内とし、事業ごとに補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※ 支払い方法は、原則として精算払いとします。ただし、別途県との協議が整った場合には、概算払いとすることができます。

5 採択予定数

3 事業程度

6 補助対象者

(1) 補助の対象となる法人は、県内に主たる事務所を有する法人で次の各号の要件をすべて満たすものとします。

① 営利を目的としないこと。

② 法人の行う活動が次のいずれにも該当するものであること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ウ 特定の公職（公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当選者になろうとするものを含む。)又は公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを主たる目的とするものでないこと。

(2) 前記(1)の規定にかかわらず、法人の役員等(理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助対象者となりません。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

② 次のいずれかに該当する行為(ア又はイに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

7 応募方法等

- (1) 応募期間 令和8年6月19日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
- (3) 応募方法 電子メールにて提出（持参又は郵送の場合は事前に相談すること。）
※件名は「【補助金応募】令和8年度人権啓発事業補助金」
メールの添付容量は7.2MBまで。超過する場合は応相談。
メール提出後に電話にて到達確認を行ってください。
- (4) 提出先 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎11階
千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室
メールアドレス：jinken@mz.pref.chiba.lg.jp
電話：043-223-2348
- (5) 申請書類
 - ① 人権啓発事業補助金交付申請書（第1号様式）
 - ② 人権啓発事業計画書（別紙1）
 - ③ 人権啓発事業収支予算書（別紙2）
 - ④ 団体に関する調書（別紙3）
 - ⑤ 法人の定款
 - ⑥ 誓約書（別紙4）
 - ⑦ 役員等名簿（別紙5）
 - ⑧ その他提案事業を理解するため参考となる資料（団体の会報、パンフレット等）
- (6) 募集要項（応募用紙）の入手方法
募集要項（応募用紙）は、千葉県健康福祉政策課人権室において配布します。
また、千葉県ホームページ「人権のページ」からもダウンロードできます。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/boshuu/hozyokin-kekka.html>

8 申請書類の審査及び採択の決定

- (1) 審査方法
応募期間内に提出された申請書類をもとに、選考委員会において選考基準に基づき審査します。なお、審査方法は以下のとおりとします。
 - ① 書面審査
参加資格を満たした法人の申請書について、実務担当者による書面審査を行い、選考委員会に参考資料として提出します。なお、必要に応じて実務担当者によるヒアリングを行うものとします。
また、申請数が6提案を超える場合、選考委員による書面審査を行い、上位7位以下の申請については、後記②の選考委員会によらず、不採択とします。
 - ② 選考委員会による審査（県庁周辺会議室で実施）
令和8年7月下旬に、申請者からのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、書面審査の資料とともに申請内容を総合的に判断し、評価、選考します。

(2) 選考基準

審査に当たっては、以下の選考基準を重視し総合的に評価、選考します。

- ① 事業の企画内容が効果を期待できるものとなっているか。
- ② 事業計画に具体性と実現可能性があるか。
- ③ 申請した事業を確実に遂行できる、組織体制や活動実績等があるか。
- ④ 事業の実施に意欲や熱意があるか。

(3) 選考結果の通知

審査実施後、速やかに採択の可否を決定し、申請法人にその結果を通知し、採択された事業に対し補助します。

9 事業実施スケジュール（予定）

5月11日（月）～	県庁HPに募集公告
～6月19日（金）	申請書類受付（質問の受付は6月9日（火）午後5時まで） 書面審査
7月下旬	選考委員会による審査（県庁周辺会議室で実施）
審査実施後速やかに	補助事業決定（交付決定）
～3月まで	交付決定後、事業の実施
事業が完了してから1か月以内	実績報告書の提出

10 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 補助対象者でない者が申請書類を提出した場合
- (2) 応募期限を過ぎて申請書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 事業実施が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前記各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があり、選考委員会が失格であると認めた場合

11 その他の留意事項

- (1) 提出された申請書類は返却しません。
- (2) 提出された申請書類は必要に応じて複写します。使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります。
- (3) 申請書類の記入は日本語及び日本通貨で記載することとします。
- (4) 申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。
- (5) 提出された申請書類は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。

12 実績報告等

事業が完了してから1か月以内に事業実施状況に関する報告書を提出することとします。

なお、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保存しなければなりません。

13 補助金の返還

補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者等は別に定める期限内に、その返還をすることとします。

また、補助事業等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、補助事業者等は別に定める期限内に、その返還をすることとします。

14 質問の受付

本件に関する質問については、電子メールで受け付けます。ただし、提案の状況や選考委員名等に関する質問は受け付けません。

(1) 受付期限 令和8年6月9日(火)午後5時まで

(2) 受付方法 千葉県健康福祉部健康福祉政策課人権室 宛て

メールアドレス：jinken@mz.pref.chiba.lg.jp

※ 件名は「【質問書】令和8年度人権啓発事業補助金」とし、団体名及び連絡先を必ず記載してください。

電子メール送付した際には、電話で御一報ください。

(3) 質問に対する回答

質問をとりまとめの上、令和8年6月15日(月)を目途に千葉県ホームページ「人権のページ」内の本事業募集ページに掲載します。

なお、質問内容によっては、回答しないことがあります。